

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成29年6月定例会

議案の 件名	議案第29号 交野市いじめ問題再調査委員会条例の制定につ いて	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）								
<p>〈政策等の概要〉</p> <p>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。）第30条2項の規定に基づき、附 属機関として交野市いじめ問題再調査委員会を置くもの。</p>		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉									
		守口市、枚方市、寝屋川市、大東市及び四條畷市において同様の制度（条例）あり。									
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）									
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他 一般財源					
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>平成29年5月に本市教育委員会において策定された交野市いじめ防止基本方針を受 けて、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、いじめにより学校に在籍する児童 等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、そ の事態（以下「重大事態」という。）に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止 に資するため、教育委員会が調査を行い、その結果を市長に報告し、市長が重大事態への 対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、必要 な調査を行うための附属機関として、交野市いじめ問題再調査委員会を設置したいため。</p>		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉									
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>平成25年9月28日 いじめ防止対策推進法が施行される。 平成25年10月に学校教育に係る「交野市学校教育ビジョン」を策定し、いじめの未 然防止、早期発見・早期対応に努めてきた。 また、平成29年4月から5月にかけて「交野市いじめ防止基本方針（素案）」につい て、パブリックコメントを実施し、その後、「交野市いじめ防止基本方針」とした。</p>		〈総合計画等の整合〉									
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・<input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>		<p>“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）</p> <p>安心して子どもを生き育てることができる。 地域や学校、家庭が協力して、子どもの健やかな成長を支えている。 子どもたちの未来に明るい希望がある。</p>		<p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p> <table border="1" data-bbox="1323 1114 2112 1273"> <tr> <td>計画名称</td> <td>交野市学校教育ビジョン</td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td>平成25年10月</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>平成26年度～平成35年度</td> </tr> </table>		計画名称	交野市学校教育ビジョン	策定年度	平成25年10月	計画期間	平成26年度～平成35年度
計画名称	交野市学校教育ビジョン										
策定年度	平成25年10月										
計画期間	平成26年度～平成35年度										
		〈政策等の実施時期〉		平成29年7月1日							
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）							
		総務部	総務課	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無（条例概要資料）							

交野市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

1. 条例制定の目的

平成29年5月に本市教育委員会において策定された交野市いじめ防止基本方針を受けて、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に基づき、いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、教育委員会からの諮問により交野市学校いじめ対策審議会が調査を行い、その結果を市長に報告し、市長が重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、必要な調査を行うための附属機関として、交野市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を設置したいため、本条例を制定するもの。

2. 条例制定案の内容

委員会の所掌事務について（第2条関係）

- ・委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

委員会の組織及び任期について（第3条及び第4条関係）

- ・委員会は、委員6人以内をもって組織し、学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱することとする。
- ・委員の任期は、市長が委嘱した日から、諮問に係る調査が終了したときまでとする。

委員会の委員長及び副委員長について（第5条関係）

- ・委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- ・委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- ・副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

委員会の会議及び会議の非公開について（第6条及び第7条関係）

- ・委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- ・委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説

明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

- ・委員会の会議は、非公開とする。

守秘義務について（第8条関係）

- ・委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

委員会の庶務について（第9条関係）

- ・委員会の庶務は、総務部において処理する。

3. 施行日

平成29年7月1日